



社会福祉法人 晋栄福祉会

新福島ちどり保育園 入園重要事項説明書 兼 同意書

あなたが希望する保育園について入園する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

1 法人について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会（しんえいふくしかい）
代表者氏名	理事長 濱田 和則
法人住所	〒571-0026 大阪府門真市北島町12番20号
法人設立年月日	昭和54年2月15日

2 保育園について

事業園名称	新福島ちどり保育園（しんふくしまちどりほいくえん）
保育園認可日	平成29年5月15日
保育園許可番号	2710051005296
代表者氏名	園長 松本 行弘（まつもと ゆきひろ）
事業所所在地	〒553-0006 大阪府大阪市福島区吉野1丁目5番1号
連絡先	電話番号 06 - 6136 - 8660 ファックス番号 06 - 6136 - 8645
ホームページ	http://www.chidori.or.jp/hoiku-sf@chidori.or.jp
利用定員	満3歳以上の児童（2号認定） 57人 満1歳以上満3歳未満の児童（3号認定） 26人 満1歳未満の児童（3号認定） 6人
認可定員	0歳児 9人 1歳児 10人 2歳児 18人 3歳児 22人 4歳児 22人 5歳児 23人
対象児童	児童福祉法及び子ども子育て支援法の定めるところにより 保育を必要とする生後6ヵ月～小学校就学前児童

3 法人理念

『DO FOR OTHERS』

- ・ 情熱をもち行動する
- ・ 前進と振り返り、時に回り道も
- ・ あらゆる工夫で、いろいろな方法で
- ・ よくコミュニケーションをとり連携を
- ・ すべては地域に住む人々と自らの幸福と福祉のために

(4) 延長保育

やむをえない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供します。

(5) 障がい児保育

障がいのある子どももいない子どもも、地域や保育園で共に育ちあう保育をすすめています。

(6) 地域交流活動

地域の子どもたちを保育園行事などに招待して一緒に遊んだりします。また地域の施設とも交流したりします。

(7) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話や来園などで受け付けています。

<受付：月曜から金曜日 午前10時から午後5時まで>

※子どもたちの望ましい成長には、規則正しい生活リズム・生活習慣を身につけることが大切です。そのために、家庭と保育園とが連絡をよくとり協力しましょう。

7 職員の職種、職員数及び職務の内容 令和6年4月1日

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	保育園運営をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて保育園運営業務の一部を補佐、児童の保育をつかさどる	1	1		
保育士	児童の保育をつかさどる	10	7	3	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する。	委託会社 富士産業株式会社			
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する				
事務員	事務処理	1		1	
警備員	駐輪場の整理、児童の見守り	1		1	
嘱託医	年2回内科健診及び相談、年1回の歯科健診及び相談	2		2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤 務 時 間
園長	正規の勤務時間(7:00～19:30)のうちの8時間
主任保育士	正規の勤務時間(7:00～19:30)のうちの8時間
保育士	正規の勤務時間(7:00～19:30)のうちの8時間
栄養士・調理師	8:00～17:00
事務員	9:00～15:00
警備員	7:00～ 9:15 16:00～18:15

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

8 保育の利用について

(1) 開園 休園日について

① 開園日……保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

② 休 日……日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

③その他（家庭協力日）……新年度準備日（3月31日）※31日が日曜日の場合は30日

※家庭協力日の日程を変更する場合があります。

※家庭協力日とは保育の向上を図るための準備や研修の時間として、できるだけ家庭保育の協力をお願いしているものです。

※土曜日の保育は、食数把握のため1ヵ月前に「土曜保育申請書」の提出をおねがいします。

(2) 保育時間について

開園時間は、午前7時から午後7時30分までです。

保育時間は、原則として保育を必要な事由に該当することが必要です。

*「保育必要時間証明書」「勤務条件に係る証明書」を提出していただきます。

① 保育標準時間認定に係る保育時間は、午前7時から午後6時の間（11時間）の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

② 保育短時間認定に係る保育時間は、午前8時から午後4時の間（8時間）の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

③ 延長保育

保護者の就労時間などにより通常の保育時間内に、送り迎えができない方のために、延長保育を実施しています。ご利用には、保育園長の承認が必要です。（延長保育申請書・勤務条件に係る証明書の提出を願います。）保育短時間認定の方は、保育を必要とする時間（午前8時から午後4時）以外やむを得ない理由により保育が必要な場合は延長保育を提供します。

また、延長保育については延長保育料を負担していただきます。

19:30以降のお預かりはしていません。必ず時間厳守でお願いします。

保育短時間

7:00	8:00	16:00	19:30
延長保育	保育短時間	延長保育	

保育標準時間

7:00	18:00	19:30
保育標準時間		延長保育

- ④ 新しく入園した子どもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。

したがって入園当初一週間ほど、保育園の生活に慣れるよう、短時間の保育を行います。ご協力ください。(個別で対応させていただきます)

9 生活ときまりについて

(1) 送り迎えについて

- ① 朝は午前9時までに登園しましょう。
病気やその他で欠席・遅れる場合にも、午前9時までに連絡してください。また、お迎えの時間が遅れる場合にも必ず連絡をしてください。
- ② 送り迎えは原則として保護者の方が行ってください。保護者以外の方に送迎を頼まれる場合は、必ず事前にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お迎えに来られてもお渡しできない場合がありますのでご了承ください。また、小学生だけのお迎えはお渡しできません。お迎えの際は、門扉インターホンに園の発行する保護者カードを必ず提示してください。(提示いただけない場合、送り迎えをお断りする場合があります)
- ③ 登園が遅くなる時や休む時は、必ず午前9時00分までに連絡してください。
(給食食数把握のため)
- ④ 送り迎えの時には、健康観察票・連絡事項などに目をおし、必ず職員に声をかけてください。
- ⑤ 出入りの時には、門扉は必ず閉めてください。
- ⑥ 保育園の送迎は、基本、徒歩か自転車をお願いします。近隣へのご迷惑になりますので車での送迎はご遠慮ください。

(2) 給食について

当園は給食調理業務を以下の事業者にて委託しております。

※下記事業者については変更することがあります。

事業者名：株式会社 富士産業 関西事業部

所在地：大阪市淀川区宮原4-1-45新大阪八千代ビル8階

連絡先 電話 06-6394-0811 ファックス 06-6394-0812

- ① 子どもたちの健全な発育に必要な栄養を取るため、バランスのとれた献立を工夫しています。献立表は、毎月のおたより(給食だより)でお知らせしますので参考にしてください。
- ② 楽しい雰囲気の中で食事をしながら、♪食前の手洗い ♪食前・食後のあいさつ ♪正しい姿勢で食べる ♪偏食をしない等、望ましい食生活習慣が身につくように進めています。

③ 保育園の給食は、次のようになっています。

※乳児(0・1・2歳児)…主食・副食給食です。おやつは、午前と午後の2回です。

※幼児 3歳児以上 月額7,000円(主食費2,250円 副食費 4,750円)

*副食費免除 ・2号認定…利用者負担区分が「1～8A」の方

「ひとり親世帯等」の場合「1～9」までの方

兄弟区分が第3子となっている方

※延長保育児…夕方(午後6時ごろ)に市販菓子を用意しています。

④ 展示食 … 毎日子どもたちが食べた給食及びおやつを展示しております。お迎えの時に
ご覧ください。

⑤ 園外保育の際は、お弁当をご持参ください。

⑥ 乳児用離乳食については、個々の発達や家庭での進め方に応じて保護者の方と相談しながら
進めていきます。

⑦ アレルギーなどで配慮が必要な場合は個別でご相談ください。(医師の「生活管理指導表」の
提出が必要です。)

※食物アレルギー対応マニュアルに沿って除去食・代替食で対応します。

⑧ 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃
1歳児	10時頃	11時頃	15時頃
2歳児	10時頃	11時15分頃	15時頃
3歳児		11時20分頃	15時頃
4歳児		11時30分頃	15時頃
5歳児		11時40分頃	15時頃

(3) 午睡について

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「午睡」は欠かすことができないものです。

毎日の「午睡」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身につくようにしています。

全員、個人用ベッドを使用します。羽毛タッチのオリジナル布団を使用します。

枕用に、タオル1枚(フェイス)を使用します。清潔な寝具で心地よく体を休めます。

寝具は毎週定期的に殺菌・洗浄されたものと交換いたします。(リース使用となります)

汚染時等は殺菌・洗浄されたものと随時交換いたします。

3歳児以上はパジャマを着用します。

4歳児はプール終了まで、5歳児は夏のプール期間実施します。

(4) 服装と持ち物について

①服装

(ア) 服装は活動しやすく、汚れても気にしなくてよい、着脱しやすいものにしま

しょう。

- (イ) 乳児(0・1・2歳児)は上下離れた衣類で着脱しやすいもの(必ずズボン)
3歳以上児からは制服着用し登降園します。登園後、体操服に着替えます。
- (ウ) 薄着の習慣を付け、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。
- (エ) 足に合う運動靴を履かせましょう。(サンダルなどは危険です)

②持ち物

- (ア) 持ち物はクラスごとにくわしくお知らせします。(別紙参照)
- (イ) すべての物には必ず「名前」を書いてください。
- (ウ) おもちゃやお金、食べ物などは持たせないように気をつけましょう。
- (エ) 登降園の際は自分の持ち物は自分で持ち、できるだけ歩いて登園しましょう。

10保健衛生・健康管理

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 嘱託医

①

医療機関の名称	医療法人(小児科) さのこどもクリニック	医療法人 かきうち歯科
医師名	原 純一	垣内 康弘
所在地	福島区海老江1-2-17 阪神 野田駅前ノースサイドビル3F	福島区吉野1-10-13 NTビル2F
電話番号	06-6940-6105	06-6448-4188

○内科健診…全年齢児対象に年2回行います。(新入児1回 3月)

○歯科健診…全年齢児対象に年1回行います。

○尿検査…年1回(2歳児～5歳児)行います。

※結果はその都度お知らせします。

- ② 予防接種は、個別接種(任意)となっております。
- ③ 発育測定(身長・体重)は、毎月1回(全児)行います。
- ④ 毎朝、登園時必ず検温をしてタッチパネルを打刻し、保育士に体調を伝えてください。

(2) 病気の時の対応について

- ① お子さんにとって病気の時は、「家庭における安静」と「温かい看護」がなによりです。

保育中に発熱(目安として37.5℃以上)やケガ等、また嘔吐・下痢で体調に変化が見られた場合や、その他緊急の場合は連絡しますのでお迎えに来てください。

※児童に病状急変など緊急事態が発生した場合は、園より医療機関及び保護者(緊急連絡先)などに速やかに連絡し、受診を行う場合もあります。

※保育園では原則として「薬」の与薬はしていません。やむをえない場合はご相談ください。

※薬は医師の診断にもとづいて処方された薬のみお預かりします。

※薬を保育園に持参される場合は「薬連絡票」に記入して、1回分の薬をジッパー付の袋に入れてください。

- ② アレルギー体質のあるお子様は、「医師による生活管理指導票」事前に提出してください。
- ③ 保育園は集団生活の場です。感染症等にかかった時や食中毒などになった場合、及び疑いがある場合は、休ませてください。医師の指示に従って、他児への感染の心配がなくなってから登

園してください。医師の意見書をもってから休ませてください。登園する場合は、医師記入の「意見書」の提出をお願いします。保育中の発熱等により感染の恐れがある場合は、保育室以外での場所（事務室等）で安静に過ごすよう配慮します。

- ④ 食中毒について、病原性大腸菌（O157）、ノロウイルス他食中毒の予防について、ご家庭でも十分気をつけてください。

（主な感染症）

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・風疹（三日はしか）・水痘（みずぼうそう）結核
 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・流行性角結膜炎（はやり目）・とびひ・手足口病、溶連菌
 咽頭結膜炎（プール熱）・流行性結膜炎・ヘルパンギーナ・RSウイルス・とびひ・手足口病
 アデノウイルス・ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）など

1 1 危機管理について

- ① 当園では安全上の観点により、門扉を電気錠にて管理しております。
 ② 当園は下記事業者との契約により建物管理、各階に緊急用ブザーの設置による緊急対応を委託しております。※事業者は変更する場合があります。

事業者 総合警備保障 株式会社 大阪東支社

大阪府東大阪市下小阪2-14-16 天正八戸の里ビル6階

電話 06-6721-0140 ファックス 06-6721-0867

- ③ 園での保育中の事故等に対しては損害賠償保険に加入しております。
 園の管理下で賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター保険について
 ・子どもの安全には特に注意していますが、万一の事故に備えて全児「日本スポーツ振興センター災害共済」に加入していただきます。共済掛け金は240円/年1回を入園後・進級時に徴収します。後日「日本スポーツ振興センター」より返金があります。かかった医療費が少額の場合は対象にならないこともありますのでご了承ください。

⑤ 非常災害時の対策

非常時の対応	園の定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	自動災害報知器 消火器 非常警報器具 誘導灯 避難器具 スプリンクラー 非常食常備
避難・消火訓練	避難訓練・毎月実施 消火訓練・年2回

※災害時について

「台風」…暴風警報が大阪市内に発令されている場合は、子どもたちの安全のため保育園を臨時休園致します。（テレビ、ラジオの報道に注意してください。）

※警報が解除され設備などに被害もなく、保育に支障がない場合は平常通り保育します。

（状況によって給食が提供できない場合があります。警報の解除時刻の目安は10時頃とします）

10時以降に解除された場合は、保育園は休園致します。

「地震」…交通・建物・余震などの被害状況により、臨時休業することがあります。
 保育時間中に地震が発生した場合、状況により保護者の方に早急にお迎えに来ていただきます。

災害の種類	災害時の避難場所
地震・火災	広域避難場所「大阪市立玉川小学校」
津波	保育園6階 屋上園庭

⑥ 睡眠時の安全について

睡眠時のお子様の状態を観察、記録しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)はうつぶせ寝喫煙なども一つの要因と考えられていますのでご家庭でもご協力下さい。

0歳児………睡眠時5分毎に確認(嘔吐・顔色・熱・呼吸・体位)

検温(登園時 15時)

1・2歳児…睡眠時10分毎に確認(嘔吐・顔色・熱・呼吸・体位)

検温(登園時 15時)

⑦ 設備 全クラスに空気清浄機を設置しています。

⑧ 虐待防止のための措置に関する事項

- ・年1回職員に対してオレンジリボン推進委員会の研修を実施
- ・虐待防止マニュアルの作成、運用

12 保育料・その他の費用

(1) 保育料・諸費用について

- ① 保育料、諸費用は、指定口座より口座引き落としとなります。引き落とし日までに入金しておいてください。

(諸費用については、ゆうちょ銀行の口座開設用紙がありますので、お手続きください。)

- ② 振替日は、原則として10日です。
 ③ 保育園を休まれても、原則保育料は月額分をお支払いいただきます。
 ④ 毎月必要となる料金は下記のとおりです。口座引き落とし日(10日)までに口座へ入金をお願いします。

- ・リネン(寝具)リース代金 月1,300円 ※リースを申し込まれた方のみ
- ・給食費(3・4・5歳児)月額7,000円(主食費2,250円 副食費 4,750円)
- ・その他、教材のうち個人使用の用品代、日本スポーツ振興センター費用等

※保育料(0・1・2歳児)(保護者の所得に応じて市が保育料を定めます) 3歳児以上は無料
 保育料に関しては入園前に保護者の方が指定された口座にて引き落としとなります。

<保育標準時間認定の延長料金>

○延長保育 18:00~19:30 月極 2,900円

○ 保育標準時間認定で延長保育を申請されていない方が、保育必要時間以降に降園された場合別途料金を請求いたします。

18:00以降 10分毎に100円

<保育短時間認定の延長料金>

7:00~8:00 10分毎に100円

16:00以降 10分毎に100円

○保育短時間・標準時間認定にかかわらずやむを得ず最終保育時間以降（19：30）に降園された場合は、30分につき1000円請求いたします。

※なお、生活保護世帯・市民税非課税世帯のうち母子家庭世帯及び在宅障がい児のいる世帯については延長保育料を免除、減免することができます。

① 日本スポーツ振興センター災害共済

保育中のけがなどに備えて、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していただきます。毎年、掛金年額240円ご負担ください。

② 制服・物品（新年度）など必要な物は、別紙にてお申込みください。また、行事などで発生した費用に関しては事前に説明のうえ別途請求させていただく場合があります。

③ 実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯に対して、保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（教材費、被服費など）月額2,500円を上限に保護者の方の申請により助成されます。

1.3 「メール一斉配信」についての同意

当園では、保護者の方にメールアドレスを登録いただき、メールで園の緊急連絡・通知を一斉に送信できるシステムを備えています。

1.4 個人情報の取り扱いについて

○医療機関受診時の個人情報取り扱いについて

園から医療機関に受診した際、保護者の方に連絡が取れない場合は、引率した職員が保護者の方に代わって医療機関から児童の病気やけがの状況に関する説明を受けることをご了承ください。

○医療機関（緊急時の受診先、医療機関受診時）について

保育園の管理下において、医療機関が受診と必要された場合、保護者の方に連絡が取れない時ややむを得ず救急搬送が必要になった際、園から医療機関に連絡を取り、受診することがあります。

○写真、映像等の掲示・掲載について

園での保育の様子等をお知らせするために園で撮影する写真・映像等の中で園児と特定でき得る情報を掲示・掲載することがあります。その際には保護者の方にあらかじめ同意・了解をいただくこととなります。（例：ホームページ、法人・園機関誌での写真掲載など）ご都合が悪い場合は園にお申し出ください。

1.5 当園の保育事業に関する苦情、ご相談、ご意見、ご要望について

○（苦情処理・育児相談窓口責任者）園長 松本 行弘

○（苦情処理・育児相談窓口担当者）園長補佐兼主任 田邊 雅子

○第三者委員 なかよし福祉会 会長 水崎 勝 TEL072-829-0948

※第三者委員とは、利用される方の権利を保障するとともに保育の質の向上を図るよう助言などを行なう役割を担います。公平さ・中立性を守るため、専門家、学識経験者などから選考します。

○大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会（福祉サービス苦情解決委員会）

大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪社会福祉会館 2階

○「意見箱」の設置 随時ご意見等を投函いただけるように園内に意見箱を設置しております。

16 園児の利用状況（令和6年度 4月1日現在）

2号・3号認定こども	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	6	6	3
1歳児	10	10	10
2歳児	16	16	14
3歳児	19	18	17
4歳児	17	18	18
5歳児	18	17	18

17 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受診状況	無	無
自己評価の実施状況	毎月	毎月

18 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

（適正運営をしていない等により大阪市長勧告、命令などを受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

19 その他

- ① 利用の開始について、2号認定子ども・3号認定子どもの方はお住まいの市町村より発行された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に教育・保育の提供を開始します。
 - ② 新しく入園したお子様にとって、長時間の集団と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。入園当初お子様の様子に合わせて、保育園の生活に慣れるようにしばらくの間、短時間の保育を行います。ご協力ください。
 - ③ 行事予定など毎月のお便りやその他園内の掲示文は、メール一斉配信などでお知らせします。
 - ④ 「異動届」について
住所・名前・勤務先など変更があった場合は異動届を提出下さい。なお、緊急連絡先・保険証などの変更時も速やかにお知らせください。
 - ⑤ 退園される場合は、早めにお知らせください。
当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。
 - (1) 児童が小学校に就学した時
 - (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
 - (4) カスタマーハラスメントの防止
園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事業・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。
カスタマーハラスメントが発生し、十分な教育・保育の提供が困難と判断した場合、（関係機関等と協議の上）退園となることがあります。
- ※わからないことや相談などがありましたら、いつでも職員におたずねください

説明者	松本 行弘 (印)
名・職名	

○入園申し込み

児童を貴園への入園を申し込みます。また、貴園に入園するにあたっては、貴園の保育園入園重要事項説明書にあります諸規則その他取り決めに遵守いたします。

申込年月日	令和 年 月 日
住所	
保護者氏名	(印)
児童氏名	(印)
生年月日	平成 令和 年 月 日



平成29年5月15日 第1版	令和元年11月1日 第4版	令和5年 11月1日 第7版
平成30年4月 1日 第2版	令和4年10月1日 第5版	令和5年 4月1日 第8版
平成31年4月 1日 第3版	令和5年 2月1日 第6版	令和6年 月 日 第9版

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育園等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

新福島ちどり保育園様

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：